

○福島地方水道用水供給企業団請負工事 検査規程

〔平成15年3月13日
管理規程第12号〕

改正 平成24年4月1日管理規程第3号 令和2年4月1日管理規程第5号
令和2年4月1日管理規程第2号 令和2年5月1日管理規程第3号
令和6年4月1日管理規程第3号

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、請負工事（以下「工事」という。）の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

（検査員の指名）

第2条 検査員は、事務局長が指名する。ただし、工事金額が500万円未満の工事については、総務課長が指名する。

（検査員の責務）

第3条 検査員は、別に定めがあるもののほか、この規程に基づき、検査に関する事務を適正に執行しなければならない。

（検査の種類）

第4条 福島地方水道用水供給事業会計規程（令和6年管理規程第1号。以下「会計規程」という。）第186条第2項の規定により検査員が行う検査は、竣工検査、一部竣工検査、既済部分検査、中間検査、部分検査及び特別検査とする。

2 竣工検査は、工事が完了し、工事受注者（以下「受注者」という。）から工事完成届（様式第1号）の提出があったときに行うものとする。

3 一部竣工検査は、部分引渡しを指定した部分に係る完了を確認するために行うものとする。

4 既済部分検査は、請負代金の部分払いに係る出来高等を確認するため、受注者から既済部分検査請求書（様式第2号）の提出があったとき、又は契約の解除等のため出来高の確認が必要なときにその出来高部分について行うものとする。

5 中間検査は、完成後検査し難い部分がある場合、工事の施工途中における施工状況の確認及び工事等の品質を確保するため必要がある場合に行うものとする。

6 部分検査は、完成検査の以前に諸条件により部分使用しなければならない場合に、受注者から部分使用承諾書（様式第3号）により承諾を得て行うものとする。

7 特別検査は、契約の解除その他の原因により必要が生じた場合において既済部分について確認するために行う検査をいう。

（検査の立会い）

第5条 第2条の規定による命を受けた検査員は、検査を実施しようとするときは、会計規程第186条第1項の規定により指定された監督員に対して検査の実施に必要な書類、機器等を準備させ、監督員及び受注者の立会いを求めなければならない。

（検査の結果処理）

第6条 検査員は、検査の結果、手直し等是正を要する事項があると認めるときは、受注者に対し一定期間内に工事現場指示書（様式第4号）により補修、改造等必要な処置をするよう指示するとともに、手直し工事完了後に再検査を行わなければならない。

（検査の報告）

第7条 会計規程第186条第5項の規定による検査の報告は、竣工検査においては工事竣工検査報告書（様式第5号）により、一部竣工検査においては工事一部竣工検査報告書（様式第6号）により、既済部分検査においては工事既済部分検査報告書（様式第7号）及び出来高調書（様式第8号）により、中間検査においては工事中間検査報告書（様式第9号）により、部分検査においては工事部分検査報告書（様式第10号）により行うものとする。

（検査台帳）

第8条 検査員は、工事検査台帳（様式第11号）を備え付け、常に整備しておかなければならない。

（委託業務等の検査）

第9条 設計、測量及び調査の委託その他の請負に係る検査については、請負工事に準じて行うものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日管理規程第 3 号）抄

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日管理規程第 5 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日管理規程第 3 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。